

議案第1号

# 松田町長の在任期間に関する条例

この条例は、本山町長の任期に関する「多選自粛条例」で、町長の在任期間を3期12年までとするものです。条例の目的は、町長が長期にわたり在任することによる弊害を防止し、町政運営の活性化及び町の更なる進展を図るために提案され、賛成多数で可決されましたので、主な質疑や討論の要旨について紹介させていただきます。

なお、この条例は県内町村で初めてのものとなりました。

**質** 3期12年を過ぎたら町長を辞めればいいのかから、あえて条例をつくる必要はないのでは。

**答** (町長)

選挙公約で掲げたことを実現するために提案した。

## 反対討論

飯田 一 議員

上程された議案は、在任期間を3期までと定め、対象は本山博幸自身となっております。そして、「禁止」ではなく「自粛」となっています。つまり多選を禁止する強制力はなく、あくまでも罰則のない努力目標であるわけですね。職業選択の自由を奪う努力目標の条例というものがあつたのでしょうか。

長く首長を務めれば弊害が起きますので、これを防止するための条例というのですが、1期で政

員の良識にお訴えし、反対討論とします。

## 賛成討論

利根川 茂 議員

首長が〇か×かを判断するのは有権者です。長期にわたり在任することにより弊害が起ると思われるのでしたら、条例化しなくても、ことあるごとに多選の弊害を訴え自分自身が3期で身を引けばよいだけのことで

本山町長は、平成25年9月に執行された町長選挙に対し、ご自身の任期は当選を重ねても、「3期12年に限るとの多選自粛条例の制定」を掲げ当選されました。平成19年10月に制定された神奈川県知事の大選禁止条例には、「3期12年を超えて在任することができない」とありますが、この条例は、当時提案された松沢知事を始め後任の知事にも適用されることに、上位法である地方自治法や公職選挙法に抵触するとの見解から、松田町長に充てるこ

**質** 「3期を超えて在任することのないよう努めるものとする」とあるが、拘束力がないので制定する意味がないのでは。

**答** (庶務課長)

総務省は平成19年5月に多選禁止は合憲との見解を示した。しかし拘束力のある多選禁止条例を制定するには、地方自治法や公職選挙法に抵触するため、努力規定の多選自粛条例とした。

**質** 「長期にわたり在任することによる弊害」とあるが、具体的には、

**答** (町長)

長期とは4期16年以上と考える。10年ひと昔とということから任期を3期12年とし、全力疾走し新しい方に引き継いでいく町政としたい。町民の方には1期4年ごとに判断していただく。弊害とは、長く在職すると後継者が育たなくなると考える。

**質** 4期以上務めた歴代町長を否定することにならないか。広域行政の推進ということから、近隣に迷惑をかける条例になつてしまわないか。

**答** (町長)

否定はしていない。歴代町長のお陰で今の松田町があることを認識している。この多選自粛条例は、私自身、本山個人に限定しているものであつて、近隣の町長に課す条例でない。



町長室